

茅室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茅室町への定住促進及び住宅ストックの循環利用並びに地域経済の活性化を図るため、茅室町内において、子育て世帯又は当該世帯と同居する見込みのある者が、自らが居住する目的で中古住宅を購入した際に、茅室町商工会商品券（以下「奨励金」という。）を交付することにより、子育て世代への支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住 住宅を有し、住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票に記載され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）をいう。
- (3) 中古住宅 町内に現存する過去に居住用に使用された一戸建て住宅をいう。
- (4) 子育て世帯 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 入居時に15歳以下の子どもがいる世帯
 - イ 申請時に母子健康手帳を所有する妊婦がいる世帯
 - ウ ア又はイのいずれかと同居する見込みのある者

(奨励対象者)

第3条 奨励の対象となる者（以下「奨励対象者」という。）は、茅室町内において、自らが居住する目的で中古住宅を購入する者で、奨励金の交付申請を行おうとする年度の3月末日までに入居が可能な者、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 入居時に15歳以下の子どもがいる世帯
 - (2) 申請時に母子健康手帳を所有する妊婦がいる世帯
 - (3) 前2号の世帯のいずれかと同居する見込みのある者
- 2 奨励対象者のうち、申請時に市町村税等を滞納している者又は過去にこの要綱による奨励金の交付を受けた者は、奨励対象者とならない。
- 3 第1項に規定する中古住宅の購入は、50万円以上のものに限る。

(奨励金額)

第4条 町が交付する奨励金は、25万円相当の茅室町商工会商品券とする。

(奨励金交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金交付申請書（第1号様式）を、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 中古住宅の購入に係る契約書の写し
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 第3条第1項第2号に該当する世帯又は当該世帯と同居する見込みのある者が奨励金の交付を受けようとするときは、前項に掲げる書類のほか、母子健康手帳の写しを提出しなければならない。

(奨励金交付決定)

第6条 町長は、前条の奨励金交付申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、奨励金を交付すると決定した者（以下「奨励決定者」という。）に対しては芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金不交付通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 奨励決定者が申請書の内容を変更する場合は、芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金交付決定変更申請書（第4号様式）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(奨励金交付決定変更)

第8条 町長は、前条に規定する変更交付申請書の提出により、申請書の内容を変更すべきものと決定したときは、芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金交付決定変更承認通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 奨励決定者は、入居後1か月以内又は入居した年度の3月末日のいずれか早い日までに、芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金実績報告書（第6号様式）を次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票（同居する者全ての住民票）
- (2) 中古住宅の購入に係る領収書の写し
- (3) 建物の登記事項証明書

(4) その他町長が必要と認める書類

(奨励金額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書を受理したときは、当該報告書の内容を審査して速やかに奨励金額を確定し、芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金確定通知書(第7号様式)により申請者に通知し、奨励金を交付するものとする。

(奨励金交付の取消し)

第11条 町長は、奨励決定者が次のいずれかに該当したときは、奨励金の交付を取り消すことができる。

(1) 実績報告書を審査した結果、交付要件が満たされなかった場合

(2) 虚偽の申込みその他不正な手段により奨励金を受けた場合

(奨励金の返還)

第12条 町長は、奨励金の交付を取り消した場合、既に奨励金が交付されているときは、奨励金の返還を命じることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。(令和4年6月15日決定)

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

芽室町長 あて

申請者 住所 _____
氏名 _____
連絡先 _____

芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金交付申請書

年度において芽室町内の中古住宅を購入するにあたり奨励金の交付を受けたいので、芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 住宅の住所	芽室町		
2 同居予定者	続柄	氏名	年齢
	本人	_____	()
	_____	_____	()
	_____	_____	()
	_____	_____	()
	_____	_____	()
3 妊娠中の同居予定者の有無	有・無		
4 居住予定日	年 月 日から入居予定		
5 購入費	円		

上記のとおり、芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励要綱第5条の規定に基づき奨励金の交付を申請します。

なお、交付の決定に際し、住民票及び町税等の納付に関する書類により、調査確認されることを承諾します。

年 月 日

芽室町長 あて

(申請者) _____ 

(この欄は、芽室町内在住の方のみ記載してください。)

添付書類 1 契約書の写し

2 建物の登記事項証明書

3 世帯全員分の住民票（町外在住の方のみ）

4 納税証明書（町外在住の方のみ）

5 母子健康手帳の写し（第5条第2項の規定により必要と認められる場合のみ）

第2号様式（第6条第2項関係）

第 号
年 月
日 日

様

芽室町長

芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度芽室町中古住宅購入
世帯新生活応援奨励金については、内容を審査した結果、芽室町商工会商品券250,000
円分を交付することとしましたので、通知します。

ただし、次の事項を承知してください。

記

- 1 奨励金交付申請書等の内容を変更するとき、又は中古住宅の購入を中止しようと
するときは、あらかじめ町長の承認を受けなければなりません。
- 2 中古住宅を購入し転居したときは、1か月以内又は入居した年度の3月末日のい
ずれか早い日までに第6号様式を町長に提出してください。
- 3 奨励金交付条件に違反したときは、奨励金交付決定の取り消し、及び返還を命じ
ます。

第3号様式（第6条第2項関係）

第 号
年 月
日 日

様

芽室町長

芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金不交付通知書

年 月 日付けで申請がありました 年度芽室町中古住宅購入
世帯新生活応援奨励金については、内容を審査した結果、次の理由により不交付とす
ることに決定しましたので通知します。

記

（理由）

※この内容に対し不服のある場合は、奨励金不交付決定の通知を受けた日から3か
月以内に書面をもって審査請求することができます。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

芽室町長

あて

住 所 _____

申請者

氏 名 _____

芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金交付決定変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた芽室町中古住宅
購入世帯新生活応援奨励金について、申請内容の変更のため、芽室町中古住宅購入世
帯新生活応援奨励金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 住 宅 の 住 所	芽室町		
2 同 居 予 定 者	続柄	氏 名	年齢
	本人	_____	()
		_____	()
		_____	()
		_____	()
		_____	()
4 居 住 予 定 日	年 月	日から入居予定	
5 購 入 費		円	

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

芽室町長

芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金交付決定変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のありました 年度芽室町中古
住宅購入世帯新生活応援奨励金については、内容を審査した結果、変更を承認し、芽
室町商工会商品券250,000円を交付することとしましたので、通知します。

ただし、次の事項を承知してください。

記

- 1 奨励金交付申請書等の内容を変更するとき、又は中古住宅の購入を中止しようと
するときは、あらかじめ町長の承認を受けなければなりません。
- 2 中古住宅を購入し転居したときは、1か月以内又は入居した年度の3月末日のい
ずれか早い日までに第6号様式を町長に提出してください。
- 3 奨励金交付条件に違反したときは、奨励金交付決定の取り消し、及び返還を命じ
ます。

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

芽室町長

あて

住 所

申請者

氏 名

芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた芽室町中古住宅
購入世帯新生活応援奨励金について、入居が完了したので、報告します。

記

1 入居日 年 月 日

2 購入費 円

3 添付書類

(1)住民票（同居する者全ての住民票）

(2)中古住宅の購入に係る領収書の写し

(3)建物の登記事項証明書

(4)その他町長が必要と認める書類

第7号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

芽室町長

芽室町中古住宅購入世帯新生活応援奨励金確定通知書

年 月 日付けで実績報告書の提出があった本事業について、内容審査の結果、奨励金の額を次のとおり確定したので通知します。

記

1 奨励金の確定額 芽室町商工会商品券 250,000円分

2 交付日 年 月 日